



令和8年5月26日  
四国運輸局

## 高松琴平電気鉄道株式会社の鉄道事業に係る旅客運賃の上限変更認可申請に関するパブリックコメントを実施します

令和8年5月18日付けで高松琴平電気鉄道株式会社から鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴取し、審査の参考とするため、別添の要領にてご意見を募集します。

### ○鉄道の旅客の運賃及び料金の認可について

鉄道の旅客運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。認可にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされております。

※本申請事案の認可については、四国運輸局長へ委任されています。

※所定運賃（実際の運賃）については、上限運賃と同額とする内容で今回申請されています。

### ○申請の概要

#### 【上限認可】

全線（琴平線、長尾線、志度線）

初乗り運賃：申請230円（現行200円）

その他対キロ区間運賃：50円引き上げ

※変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法については別紙1参照

※本申請事案についての事業者の情報提供は、以下のホームページを参照ください。  
高松琴平電気鉄道株式会社：<https://www.kotoden.co.jp/>

### ○意見募集期間

令和8年5月26日（火）から令和8年6月9日（火）まで

### ○意見の提出先・提出方法

別紙2「意見募集要領」参照

#### 【参考】

#### ○鉄道事業法（昭和61年法律第92号）

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 3 鉄道運送事業者は、第一項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4～5（略）

**【問い合わせ先】**

四国運輸局 鉄道部計画課  
担当 一色、滝井  
電話 087-802-6755

○変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法  
(大人運賃の一部抜粋)  
全線(琴平線、長尾線、志度線)

## 普通旅客運賃

営業キロ キロメートルまで	上限運賃	
	現行運賃	申請運賃
2	200円	230円
4	200円	250円
6	270円	320円
8	360円	410円
10	400円	450円
12	430円	480円
14	470円	520円
16	510円	560円
18	550円	600円
20	590円	640円
22	630円	680円
24	650円	700円
26	670円	720円
28	690円	740円
31	710円	760円
34	730円	780円
37	750円	800円
40	770円	820円
43	790円	840円
46	810円	860円

定期旅客運賃（大人通勤 1ヶ月）

営業キロ キロメートルまで	上限運賃	
	現行運賃	申請運賃
2	7,800円	8,970円
4	7,800円	9,750円
6	10,530円	12,480円
8	12,960円	14,760円
10	14,400円	16,200円
12	15,480円	17,280円
14	16,920円	18,720円
16	17,810円	19,610円
18	18,700円	20,500円
20	19,590円	21,390円
22	20,480円	22,280円
24	20,920円	22,720円
26	21,360円	23,160円
28	21,810円	23,610円
31	22,250円	24,050円
34	22,700円	24,500円
37	23,140円	24,940円
40	23,580円	25,380円
43	24,030円	25,830円
46	24,470円	26,270円

定期旅客運賃（大人通学 1ヶ月）

営業キロ キロメートルまで	上限運賃	
	現行運賃	申請運賃
2	4,440円	4,560円
4	4,440円	4,940円
6	6,000円	6,500円
8	7,560円	8,060円
10	8,400円	8,900円
12	9,030円	9,530円
14	9,350円	9,850円
16	9,660円	10,160円
18	9,970円	10,470円
20	10,280円	10,780円
22	10,590円	11,090円
24	10,750円	11,250円
26	10,910円	11,410円
28	11,060円	11,560円
31	11,220円	11,720円
34	11,370円	11,870円
37	11,530円	12,030円
40	11,690円	12,190円
43	11,840円	12,340円
46	12,000円	12,500円

## 別紙 2

### 高松琴平電気鉄道株式会社の鉄道事業に係る旅客運賃の上限変更認可申請に関する意見募集について

令和 8 年 5 月 2 6 日  
四 国 運 輸 局  
鉄 道 部 計 画 課

令和 8 年 5 月 1 8 日付けをもって、高松琴平電気鉄道株式会社から鉄道事業に係る旅客運賃の上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴き、審査の参考とするため、下記の要領で御意見を募集します。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

#### 意見募集要領

##### 1. 意見募集対象

高松琴平電気鉄道株式会社の鉄道事業に係る旅客運賃の上限変更認可申請

##### 2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載いたします。

##### 3. 意見募集期間

令和 8 年 5 月 2 6 日（火）から令和 8 年 6 月 9 日（火）まで

※郵送の場合、募集期間内に必着とします。

※行政手続法第 3 9 条第 1 項に規定された、意見公募手続に基づくものではない任意の意見募集として、広く利用者から意見を聞くために実施するものであり、事業者からの申請に対して迅速な処分を行うため、3 0 日未満の意見募集期間としております。

##### 4. 意見提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、

日本語にて御意見を提出してください。

なお、電話による御意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

②郵送の場合

〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33  
高松サンポート合同庁舎南館3階  
国土交通省四国運輸局 鉄道部計画課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただきます可能性があるので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. その他

提出されましたご意見は整理の上、e-Govの「パブリックコメント（結果公表案件一覧）」欄に回答を掲出します。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

7. お問い合わせ先

国土交通省四国運輸局 鉄道部計画課 意見募集担当  
電話番号 087-802-6755

